

# 運転免許証等の更新までの流れ

更新期間満了日の年齢が **70歳以上** の方は、運転免許証等更新手続きの **前** に、高齢者講習等の受講が必要です。



## 70～75歳未満の方

更新期間満了日の 6か月前から 更新期間満了日までの間に、  
○ **高齢者講習を受講**  
その後、**更新手続き**をしてください。

## 75歳以上の方

更新期間満了日の 6か月前から 更新期間満了日までの間に、  
○ **認知機能検査を受検**  
○ **高齢者講習を受講**  
○ **一定の違反歴がある方は運転技能検査を受検**  
その後、**更新手続き**をしてください。

### 高齢者講習を自動車教習所に予約

※教習所では、マイナ免許証1枚持ちの方は、作成時に警察で設定した4桁の暗証番号が必要です。

### 認知機能検査等を自動車教習所に予約

**2時間の高齢者講習を受講**  
適性検査・座学・実車講習  
普通自動車対応免許のない方は、  
1時間講習(適性検査・座学)

運転免許センター  
又は \*警察署等

運転免許更新

★「高齢者講習終了証明書等」持参

一定の違反がある方 ↓ 違反がない方

① **運転技能検査**

合格

不合格

② **認知機能検査**

更新が  
できない

認知症のおそれ  
なし

認知症のおそれ  
あり

③ **高齢者講習**

医師による  
認知症の診断

認知症  
ではない  
と診断  
の場合

高齢者講習を  
自動車教習所  
に予約

普通自動車対応免許の方  
**2時間講習受講**  
適性検査・座学・  
実車講習

普通自動車対応免許のない方  
運転技能検査を受検された方  
**1時間講習受講**  
適性検査・座学

運転免許センター  
又は 警察署等

運転免許更新

認知症  
と診断  
の場合

免許の  
取消し  
又は停止

★「高齢者講習終了証明書等・認知機能検査結果通知書等・運転技能検査受検結果証明書等(該当する方)」持参

\*警察署等とは、住所地を管轄する警察署・大型交番(内子・野村・鬼北)を指します。